

また現実である。このよ
うな場合において、起立
したくない教職員、斉唱
したくない教職員、ピアノ
伴奏したくない教職員
に対し、懲戒処分をして
まで起立させ、斉唱等さ
せることは、いわば、少
数者の思想良心の自由を
侵害し、行き過ぎた措置
であると思料する次第で
ある。国旗、国歌は、国
民に対し強制するのでは
なく、自然のうち国民
の間に定着させるとい
うのが国旗・国歌法の制度
趣旨であり、学習指導要
領の国旗・国歌条項の理
念と考えられる。これら
国旗・国歌法の制度趣旨
等に照らすと、本件通達
及びこれに基づき各校長
の原告ら教職員に対する
職務命令は違法である。

声明

都の控訴は、憲法尊重擁護
義務(憲法99条)に違反する

原告団・弁護団

東京地方裁判所が国歌
斉唱義務不存在確認請求
等訴訟について去る9月
21日に言い渡した判決
(以下「本件判決」)に対し、
東京都教育委員会及び東
京都は、本日、控訴手続
きをとったことを発表し
た。

要請を無視し、控訴した
ことに対し、強く抗議す
る。

本件判決は、10・2
3通達とこれに関する一
連の都教委の校長に対す
る指導が、卒業式・入学
式等での国旗掲揚、国歌
斉唱の実施方法や、教職
員に対する職務命令の発
令等について、各学校の
裁量の余地なく画一的に
都教委の方針を強制する

もので、教育の自主性を
侵害し、教基法10条の
禁ずる「不当な支配」に
該当するもので違法とし
た。

また、教職員に対し懲
戒処分などをしてまで一
挙に起立・斉唱・ピアノ
伴奏等の義務を課した1
0・23通達とこれに基
づく職務命令は、憲法1
9条で保障された思想・
良心の自由を侵害し、違
憲であるとして、起立・
国歌斉唱・ピアノ伴奏義
務等の不存在、懲戒処分
の禁止、慰謝料の支払い
を認めた。

都教委及び都が本件判
決に対し控訴したことは、
行政が司法判断を重く受

け止めてその姿勢を正す
貴重な機会を自ら放棄し
たものである。

本件判決には、学習指
導要領のみを金科玉条の
ごとく振りかざして強権
的に処分を重ね、憲法や
教育基本法を一顧だにし
なかつた都教委の姿勢が
法的に見ていかに誤って
いたかが、明確に指摘さ
れている。

本件判決を受けてなお
その誤りを正そうとしな
い都教委は、憲法尊重擁
護義務（憲法99条）に明
白に違反しており、また
教育に携わる者としての
良識が全く欠けていると
いうほかない。

それどころか、報道に

よれば、都教委は、判決
翌日に臨時校長連絡会を
開いて都立学校の校長を
招集し、本件判決によつ
て違憲違法と判断された
10・23通達に基づいて
今後とも国旗国歌の指導
を実施するよう指示した
とのことである。

これは、都教委が、本
件判決で教育の自主性を
侵害する、と厳しく指摘
された、校長らに対する
強権的手法を更に重ねて
いることにほかならない。

都教委が、今後も卒業
式等における国旗国歌の
強制を繰り返せば、原告
らは、そのたびに、懲戒
処分等の強制の下、自己
の信念に従って職務命令

を拒否するか従うかの岐
路に立たされるのである。

しかも、原告らに対する
懲戒処分は重くなり続け
るのであるから、そのこ
とによる原告らの思想・
良心の侵害は著しい。に
もかわらず、控訴を選
択した都教委の姿勢は、

思想・良心の自由は権利
侵害後の事後的救済には
なじまないとして国歌斉
唱義務不存在および処分
の差し止めを認めた本判
決を全く無とするもので
あり、断じて許されない。

控訴審判決では、その
ような都教委の無反省か
つ強引な手法は、違憲違
法性を認識しながらあえ
てこれを改めない一段と

違法性の高い行為として
非難されるであろう。

われわれは、控訴審に
おいても、本件判決が認
めた、民主主義社会にお
ける思想・良心の自由の
保障の重要性、教育に対
する行政権力の不当・不
要な介入から教育の自主
性を守ることの重要性な
どを引き続き強く訴え、
司法判断を確実なものに
していく所存である。

2006年（平成18年）
9月29日

国歌斉唱義務不存在確
認等請求訴訟原告団・
弁護団